

令和6年 第12回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和6年12月25日（水）

令和6年 第12回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年12月25日（水）	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時20分		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本 隆志 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	×	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	×
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

[開 会]	議 長	ただいまの出席委員は農業委員 12 名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 12 回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第 1 会議録署名委員及び書記の 選任について	議 長	日程第 1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 12 番 飯塚 豊 委員 議席番号 1 番 木村 隆之委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。
日程第 2 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	議 長 事 務 局 議 長	日程第 2 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第 3 条の説明をさせていただきます。今月は 3 条案件が 1 件になります。 1 番について、譲受人につきましては、上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。譲渡人は上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在ですが、3 筆ありまして①大字〇〇△△△の△、地目は畑、面積は 3, 234 m²、②大字〇〇△△△の△、地目は田、面積は 2, 912 m²、③大字〇〇△△△の△、地目は田、面積は 1, 315 m²でございます。譲受人の居住地から 450 m、農業振興地域の青地です。権利内容としましては所有権移転の売買でございます。譲受人に関する事項ですが、耕作面積 86, 103 m²、うち借受は 65, 030 m²です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は 4 人、トラクター 3 台、コンバイン 2 台、田植機 1 台等機械を所有しています。主な作付品目は白菜等野菜です。農地法 3 条第 2 項による審査に適合しています。譲受人は 51 歳の専業農家です。以前より借りていた農地を買い受けて経営規模拡大のため申請となりました。 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。

日程第3 議案第37号 農地法第5条の規定による 許可申請について	柴崎 久男委員	1 番について 先日譲受人の方と面会してきましたので、その説明をさせていただきます。 今回の3条の申請地は以前から耕作していた農地です。経営は家族4人で耕作され、野菜は全てJAに出荷とのことでした。申請者は、地域計画にも参加している農家で、まさに遊休農地の解消に寄与している中核農業者と考えられます。
	議 長	続きまして質疑のある方は順次ご質問をお願いしたいと思います。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は5条案件が1件になります。 1 番について譲受人は、上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。譲渡人が神川町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在が大字〇〇△△△の△、地目は畑、面積は280㎡でございます。権利内容としましては所有権移転の売買でございます。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と子の3人暮らしですが子どもが生まれ、現在の借家では手狭であり、申請地は保育園、小学校、商業施設にも近く便利な場所なので申請するものです。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。

日程第4 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届け出について	坂本 茂委員	1番について 問題はありません。ただ10年以上前から既に宅地だろうという現況でした。だから、これが初めての申請になるのでしょうか。もう区画ができており、住宅が建てられるんだなと思って10年以上経っているので、長年農地として使ってる場所じゃないという感覚があったので、問題はないですが、その辺の経過がわかってないので教えていただければと思いました。
	事務局	ただいまのご質問でございますが、こちらの土地につきましては、平成29年の5月15日付けで一度、農地転用の許可が出ております。その際に一般住宅を建築するという目的で転用許可が出ているため所有権移転をしている土地という形になります。ただ、住宅を建てなかったので地目変更をしていない農地という扱いになります。今回新たに次の計画者の方が転用申請を出してきたという流れになります。以上です。
	議長	他にございませんか。
	議長	質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに対しての委員の挙手をお願いします。
	議長	はい、全員でありますので申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議長	続きまして日程第4、報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局より報告を求めます。
	事務局	農地法第3条第1項の規定による届出につきまして、ご説明させていただきます。この報告の内容は農地中間管理機構の特例事業による農地法第3条の届出というものになります。この事業の概要ですが、農地中間管理機構が農業振興地域内の農用地を規模縮小地権者から買い入れ、規模拡大をはかる農業者に受け渡しを行うというものです。売る方のメリットとしましては、譲渡所得税の特別控除が受けられる等があります。

		また、買う方につきましては、1 ヘクタール以上の耕作を行っている農業者で、農地法の違反がない等の一定の基準をクリアした方になります。今回の報告の内容ですが、譲渡人は、上里町〇〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏、譲受人は、公益社団法人埼玉県農林公社となります。土地の所在は、上里町〇〇〇〇△△△、地目は畑、面積は2, 2 6 3 m²で、農業振興地域内の青地です。権利内容は所有権移転の売買、契約日は令和6年12月12日です。今後の流れですが、今度は公益社団法人埼玉県農林公社から耕作者への譲り渡しについて、農地法3条の許可の申請が出る予定となっております。この土地を買われる方は上里町にお住いの〇〇〇〇氏となりますので、何ヶ月後に農地法3条の許可の議案が出ますのでその際はよろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	報告事項なので採決したいと思いますが、何か質問がありますか。
	木村隆之委員	これは売る側、買う側どちらが主体なのですか。それから税の控除について、500万円控除で良いのですか。それから契約日が、令和6年12月12日とありますが、そうすると、これから3条の議案が出てくると言ってましたが、契約してから、耕作者への売買をするのですか。
	事 務 局	今のご質問にお答えさせていただきます。今回は直接耕作者と地権者と農林公社で話し合いをしたような形で、どちらから希望したかは存知ませんが、耕作者とお話した際に、ちょうど自分が今耕作している場所で家の近くなので買っても良いと思っていたという話でした。おそらくお互いの意見が一致したということだと思います。それから譲渡所得につきましては、800万円までは譲渡所得の特別控除が受けられるということです。もう1点の契約日につきましては、こちらは農林公社と地権者の契約日が12月12日になります。今後は、農林公社と耕作者の契約というものを別に結んでいく流れになります。以上です。
	議 長	他にございませんか。
	議 長	ないようですので、以上で本日用意しました議案の審議および報告を終了します。
	議 長	続きまして、その他として事務局よりお願いします。

[そ の 他]	事 務 局	～その他～ ・ 次回の定例総会について 次回 1 月 2 4 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分～役場協議会室にて ・ ㈱〇〇〇〇について ・ 地域計画の報告（1 月）を予定
[閉 会]	事 務 局 長 会 長 代 理	～挨拶～ 以上で全ての日程が終了いたしました。慎重審議をいただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。 手締めにて終了

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年12月25日

議 長

印

(飯塚 豊 委員)

署 名 人

印

(木村 隆之 委員)

署 名 人

印